

令和2年度第1回墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会【書面開催】
ご意見・ご質問に対する区からの説明・回答

敬称略

議題1 認知症初期集中支援事業に係る高齢者等の個人情報の本人外収集について

ご意見・ご質問内容	区からの説明・回答内容
<p>常に全件について本人外収集を行うのか否か、そうでない場合は「どうい場合に本人外収集を行うのか」という基準及びその根拠・理由を明らかにしていただきたいと思ひます。</p>	<p>現在は、本人からの同意書に基づき個人情報を収集していますが、認知症の症状等により同意書を提出いただけない場合については、不十分な情報により本人に不利益が生じる可能性があるため、不利益が生じないように必要な情報を十分収集するため、本人外収集を行います。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：高齢者福祉課)</p>
<p>質問 資料1 3事業の概念図 〔支援開始前〕の関係者は、具体的にはどのような方たちですか。</p>	<p>〔支援開始前〕の関係者は、概念図の〔支援開始後〕の関係者と同様、かかりつけ医、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、訪問介護事業者等です。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：高齢者福祉課)</p>
<p>質問 同じく概念図 開始前の図で、高齢者支援総合センターが基本情報DASCを高齢者福祉課へ提出しています。開始後の図に記載がありませんが、報告時に提出されるのですか。</p>	<p>開始前の図で情報収集して作成したDASCを高齢者福祉課に提出し、支援対象者として決定後に支援を開始しますが、開始後は提出しません。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：高齢者福祉課)</p>
<p>情報収集や情報提供ですが、様々な分野の方々が相手方となります。複数の方から情報収集が必要な場合もあるかと思ひます。 認知症初期の方のサポート事業で、デリケートな方も多くいますので、情報の取扱いによりサポートが進まないなどということがないように十分注意していただきたいがいかかでしょうか。</p>	<p>現在も、認知症初期集中支援チームの活動においては、様々な分野の方と情報収集や情報提供を行い、必要なサービスにつなげています。引き続き、情報の取扱いには細心の注意を払い、様々な分野の方と情報収集や情報提供を行い、円滑にサポートを進められるよう事業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：高齢者福祉課)</p>

<p>専門医との関係は「依頼」とされているが、専門医が個人情報に触れることについては保護条例上どのように理解しているのか。</p> <p>一定の場合には本人通知しないことについても、審議会は承認を求められているのか。</p>	<p>専門医は、医師会から推薦をいただいて、本事業の構成員としての支援を依頼しており、医師として助言・指導を行い、必要に応じ訪問をします。専門医は、個人情報保護条例第12条から第14条までに規定する委託事業者という関係ではありませんが、守秘義務を有する医師として個人情報に触れることから、条例では、第4条の事業者として責務を負っています。依頼に当たっては、委託事業者と同様、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じるよう求めています。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的権利を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。</p> <p>今回の審議会で御承認をお願いいたします。</p> <p>(回答者：高齢者福祉課)</p>
<p>「本人外収集」を行うことに賛成です。対象者が本人同意若しくは正しい情報を得ることが困難であることで当人に公共サービスの不利益や不平等が生じることもあり、家族や市民後見人等の関係者からも要配慮者の個人情報を本利用目的範囲内に限り慎重に留意し収集してはと考える。</p>	<p>現在、同意のある要配慮者について、公共サービスにつながるように情報収集や情報提供を行い、適切なサービスにつなげていますが、引き続き、公共サービスを受けないことによる不利益、不平等が生じないよう家族等の関係者から、利用目的の範囲内に限り慎重に情報収集して事業を実施していきます。</p> <p>(回答者：高齢者福祉課)</p>
<p>本人通知に関して、認知症若しくは意識不明瞭等本人の意思を確認できない場合又は通知することにより今後の本人との信頼関係に支障を及ぼすおそれがある場合に通知しないとありますが、より具体的な判断基準は、内規等で作られるのでしょうか。</p>	<p>認知症等の症状は多岐にわたり、個人差が大きいことから、具体的な判断基準を作成することは難しいため、チーム会議において認知症等の症状を慎重に検討したうえで、本人通知の可否について決定していきます。</p> <p>(回答者：高齢者福祉課)</p>

議題2 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供について

質問・意見内容	区からの回答・説明内容
<p>『諮問案件についての説明には、基準日後に施設等に入退所等を行った児童については、～「できる限り」保護者ではなく施設設置者に支給できるような～』とあります。</p> <p>できる限りということは、保護者に支給されてしまうこともあるということなのでしょうか。そうならないために本人外収集し、対応するのではないのでしょうか。</p>	<p>基準日以降に児童が施設等に入所した場合、例えば今年8月に施設に入所した児童がいた場合についても本来は施設設置者等に本給付金を支給することとなりますが、その時点で既に本給付金は保護者に支給済みである場合があります。このような場合においても施設設置者等に支給することとなれば、当該児童に対して二重に給付が行われることとなるので、保護者に支給済みの場合は、施設設置者等には支給されません。</p> <p>このことから、施設等への入所等の情報や給付金の支給状況等について、自治体間の連絡を密にする必要がありますが、児童の施設入所の時期によって既に保護者に支給がされているということがあります。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：子育て支援課)</p>
<p>施設入所児童等については、保護者ではなく施設設置者等に支給する理由。</p> <p>「できるだけ保護者ではなく」とあるが、保護者に支給する場合もあるのか。</p>	<p>国からの施設入所児童等に係る事務連絡、本給付金にかかる国Q&Aでは、保護者ではなく施設設置者に支給する理由について説明した記述はありませんが、一般論として、施設に入所している児童については児童を監護・養育しているのは保護者ではなく施設設置者等であり、施設設置者等に給付金を支給することが児童の福祉の増進に寄与するものと考えられるためと推察します。</p> <p>後段について、基準日以降に児童が施設等に入所した場合、例えば今年8月に施設に入所した児童がいた場合についても本来は施設設置者等に本給付金を支給することとなりますが、その時点で既に本給付金が保護者に支給済みである場合があります。このような場合においても施設設置者等に支給することとなれば、当該児童に対して二重に給付が行われることとなるので、保護者に支給済みの場合は、施設設置者等には支給されません。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：子育て支援課)</p>

<p>「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」を行うことに賛成です。昨年の「プレミアム付商品券事業」を本審議会で承認した経緯を踏まえ、今回の給付金もそれに類似しているとの資料内容から、新型コロナの影響を受けている子育て世帯への臨時特別給付金支給の対象となる児童手当受給者の個人情報を目的外利用することにより、本人に対する公共サービスの不利益や不平等が生じることがないようにし通常の他のケースにおいては、当区外の児童手当支給等市区町村との間で情報を共有し施設設置者に支給可能とする。他方、反対のケースにおいては情報を本人外収集並びに外部提供し給付金支給決定状況を照会できるようなればと思います。</p>	<p>賛成いただき誠にありがとうございます。本件事務については、国から事務処理の指針が示されており、当該事務につきましても具体的な事務処理の方法が示されております。当区としてもこれにのっとり適切に運用してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：子育て支援課)</p>
<p>本件の個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供については、承認で問題ないと考えますが、参考までに、給付金の基準日後の施設等に入退所等を行った児童に関し市区町村間で情報を共有するケースというのは、全体の中で、何件ぐらいあるのでしょうか。回答できる範囲で教えてください。</p>	<p>児童が入退所等をした情報については、児童手当の事務において、都を通じて毎月一回各自治体に情報提供があります。その際、月に1名もいないこともあれば、数名いることもございます。このことから、本給付金について連絡調整を行うケースも概ね同程度と想定しております。</p> <p>なお、現時点では、1件他の自治体から照会が来ております。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：子育て支援課)</p>

議題3 特別定額給付金に係る個人情報の本人外収集、目的外利用及び外部提供に伴う本人通知について

質問・意見内容	区からの回答・説明内容
<p>性別の情報がなぜ必要なのか教えてください。</p>	<p>本事業では、自治体間で連絡調整を行い世帯主への支給停止措置などを行うために、対象となる個人を特定する必要があります。当該連絡調整においては、住民基本台帳上登録がない自治体への情報提供を行うことから、より正確に本人特定を行う必要があることから、氏名、生年月日などのほか、性別についても情報を提供・取得することとしております。なお、この取扱いについては「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について（令和2年4月27日付総務省自治行政局事務連絡。以下「入所児童等通知」という。）」等に基づき行っている旨、申し添えます。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：厚生課)</p>

<p>資料5 1.制度の概要(6) 給付対象者数見込 約277,000人となっていますが、墨田区の人口は4月1日付で約275,500人のようです。開きがあるのはなぜですか？</p>	<p>本件の給付対象者は基準日(令和2年4月27日)時点で住民基本台帳に記載があるものとしております。他方、DV被害者、施設入所者などの当該台帳に記載がない者や基準日以降に転入してきた者が、基準日後に当該台帳に記載がされた場合でも給付対象者となることを踏まえ、記載の人数としたところです。</p> <p>(回答者:厚生課)</p>
<p>今回の特別定額給付金については、緊急を要することです。「本人外収集」「目的外利用」「外部提供」について審議会が行われる前に実施されました。「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」に適用、とありますが、判断はどのような経緯でこれに適用とされたのでしょうか。今回は国の給付金なので、国からこのような対応という通知があったのでしょうか、それとも基準のようなものがあるのでしょうか。</p>	<p>施設入所等児童等に係る取扱いについては、入所児童等通知において令和2年4月30日までに情報を収集し、同年5月8日までに関係自治体との連絡調整を行うこととされ、また、同通知においては「適切に遂行する上で必要最小限度のものであり、適切な範囲内と考えられるが(中略)個人情報保護条例との関係に留意願いたい。」ともされているところです。</p> <p>同通知の内容及び迅速かつ的確に家計への支援を行うという本給付金給付事業の趣旨並びに区の個人情報保護条例の規定内容を踏まえて検討を行い、適用に至ったものです。</p> <p>(回答者:厚生課)</p>
<p>「本人通知を省略」する部分があることに関して賛成です。本件は資料説明にあるように速やかに実施することが求められているとの趣旨ですので、議題2の給付金に類似し要配慮者に直接届くよう「本人外収集」「目的外利用」及び「外部提供」を実行する際に、本来は本人にそのことを通知する必要があったが、今回の状況に鑑み「ウ区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」に該当し、本人通知を省略することはやむなしと考えました。</p>	<p>ご賛同をいただきありがとうございます。今回の制度趣旨を踏まえつつ、必要な対応を図っていきたいと考えております。</p> <p>(回答者:厚生課)</p>
<p>特別定額給付金事業については、速やかに実施する必要がある、国からの時間的な要請があったということなので、本件の本人外収集、目的外利用、外部提供について、「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ない場合」を適用させたことは理解しました。本人通知を一部省略することについても、諮問の理由のとおり、ホームページ等による周知で問題ないと考えます。</p>	<p>ご賛同をいただきありがとうございます。今回の制度趣旨を踏まえつつ、必要な対応を図っていきたいと考えております。</p> <p>(回答者:厚生課)</p>

議題4 特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）に係る第三者点検

質問・意見内容	区からの回答・説明内容
<p>特定個人情報の取扱いに係る大幅な変更内容について 今回の第三者点検は、評価の再実施であり、評価書の変更となった事項は評価書の別紙4の項番78～104のとおりとされております。これを見ますと、5年前の点検時から特定個人情報の取扱いに係る大幅な変更が散見されるようです。審議会委員の理解を深められるようにするため、特定個人情報の取扱いを大幅に変更した事項について、その変更の概要、保護対策等をご説明願います。 （例）外部データセンターの利用、住民票データの150年間保管、通知カードの廃止、など。</p>	<p>別紙4の項番78：外部データセンターについて 住民記録管理システム本体については、令和元年9月から、より強固なセキュリティ対策を確保できる外部データセンターで稼働しています。データの原本は当該データセンター、データの複製は遠隔地にあるバックアップセンターに保管されているため、万が一、データセンターのある建物が被災した場合であっても、データの消失を回避することができます。また、当該データセンター内には、従来のサーバー室には備え付けられていない赤外線センサーが搭載され、セキュリティ・区域には窓が設置されていないので、より強固な入退室管理ができます。 なお、システムを管理している情報システム担当が、データセンターへの視察を年1回行っており、管理状況の把握に努めています。 別紙4の項番79、82、86、88：除票の150年間保管について 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「デジタル手続法」という。）の施行により、本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証を実現するため、住民票等の除票データの保存期間が5年間から150年間に延長され、本区においても、除票データの保存期間を延長します。 データ保存期間延長に伴い、保存体制に変更はございませんが、引き続き、リスク対策に努めます。 別紙4の項番89～104：通知カード廃止について デジタル手続法の施行により、令和2年5月25日からマイナンバーカードへの移行拡大を図るため、通知カードが廃止され、その代わりとして個人番号通知書が住民に送付されます。 個人番号通知書は通知カードと異なり、再発行や記載変更などの手続がないため、取り扱う事務が減少し、個人番号通知書に伴う申請書を保管する必要がありません。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>

<p>ハードディスク等のデータ廃棄対策について 神奈川県で起きたハードディスクの流出事案を受け、総務省が昨年12月6日に全国の自治体宛てに記憶媒体の情報の抹消措置の徹底を求める通知を発出し、ハードディスクの物理的破壊などを求めています。これに対応し、住民基本台帳に関する事務においてデータ廃棄対策の見直しを行ってありましたら、その概略をご説明願います。</p>	<p>左記事案を受けてデータ廃棄対策の見直しは行っていませんが、当初から、「住民記録管理システム用端末、プリンタ及びサーバ機器等の借上」契約書に基づき、消去ソフトで適切に対処しています。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：窓口課)</p>
<p>特定個人情報等の利用状況の分析について 個人情報保護委員会は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」(平成26年12月18日作成、令和2年5月25日最終改正)及び「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」(平成31年3月)により、特定個人情報等の利用状況(操作ログ等)を記録するだけでなく、その記録を一定期間保存し、定期に及び必要に応じ随時に分析等するための体制を整備することを求めています。 住民基本台帳に関する事務における、特定個人情報等の利用状況(操作ログ等)に係る分析の具体的な方法(分析の頻度、分析方法等)をご説明願います。</p>	<p>左記ガイドライン等に基づき、特定個人情報等の利用状況を確認するため、「特定の操作者からのアクセスについての異常の有無」、「特定の人物に対するアクセスについての異常の有無」、「他市区町村から本区へのアクセスについての異常の有無」の検査を行っており、月次でアクセス件数や開庁時間外のアクセスについて確認しています。 また、端末からファイアウォールへのアクセスログについては、定期的(現在は毎日)に検査を行っています。</p> <p>ファイアウォール・・・外部のネットワークからの攻撃や不正なアクセスから、区のシステムのネットワークやコンピュータを防御するためのソフトウェアやハードウェアのこと。外部から内部への侵入を監視・遮断するだけでなく、情報漏えいを防ぐため、内部から外部への通信も監視している。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：窓口課)</p>
<p>他の事務における再評価について 他の事務における、再評価の実施状況についてご説明願います。 また、全項目評価については第三者点検が求められておりますが、地方税に関する事務および重大事故の発生に伴い重点項目評価から全項目評価へしきい値判断が変更となる事務に係る点検は、本審議会にて行う想定でしょうか。</p>	<p>墨田区で公表している29の事務のうち、11の事務において、重大事故発生に伴うしきい値判断変更による再評価を実施しました(令和元年12月13日公表)。 なお、いずれも基礎項目評価から重点項目評価へのしきい値判断の変更であり、重点項目評価から全項目評価へのしきい値判断の変更はないため、重大事故発生に伴う全項目評価書の第三者点検はありません。</p> <p style="text-align: right;">(回答者：運営審議会事務局)</p>

<p>これまで情報漏えいの事件（過失も含め）は発生しましたか。発生したなら、その概要について教えてください。</p>	<p>住民基本台帳に関する事務において、重大事故（漏えい、滅失又は毀損した特定個人情報の本人の数が100人を超えるもの（特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則第2条））は発生していませんが、以下の情報漏えい事案について報告させていただきます。</p> <p>（1）平成30年度：1件 海外から墨田区へ転入した外国人住民（1名）について、同姓同名、同一生年月日及び同性の別人を同一人として特定し、その後、転出証明書を手渡したという情報漏えい事案が発生しました。</p> <p>（2）令和元年度：1件 郵送による転出届の処理の際、返信用封筒に転出証明書の入れ違い（2名）があり、そのまま送付したという情報漏えい事案が発生しました。</p> <p>（1）及び（2）は、「墨田区におけるマイナンバー等事務に係る緊急事案の報告要領」に基づき、適切に原因分析を行ったうえ、対象者への説明、当該転出証明書の回収等の処置を行うとともに、再発予防策を講じ、然るべき関係者（東京都、副区長、総務部長等）へその旨を報告しております。東京都への報告の結果、個人情報保護委員会への報告は不要であるとの連絡を受けています。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>
<p>資料10〔妥当性〕の担当部署による説明は、多くの個所に「～具体的に記載している」とあります。評価書に具体的に書かれていても、担当部署や担当者によって業務処理方法等の違いが生じないよう、日頃の点検等を十分に行ってほしいと思います。</p>	<p>日々の業務の点検については、セキュリティの維持向上を目的として、135項目からなる調査を行い、チェックリストによる自己点検を行っていますが、職員間で業務処理方法に違いが生じないよう、職員に対する教育にも努めます。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>
<p>「住民基本台帳に関する事務」の対象人数が30万人以上とあり、墨田区人口は30万人より少ないですがどうということなのでしょうか。 当該事務に係る再実施の評価書についてのパブリックコメント実施し、区民からの意見がなかったとありますが、本当に意見がないのか周知がされなかったのか検証する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>対象人数についてですが、現在の墨田区民だけではなく、除票者も当該特定個人情報を保有しており対象となるため、対象人数は人口と同義ではございません。</p> <p>また、パブリックコメントの周知方法については、「墨田区のパブリックコメント手続に係る基準」に基づいて実施しており、区報、墨田区ホームページ、区民情報コーナー、及び担当部署においてお知らせしました。</p> <p>ホームページにつきましては、アクセス解析を行っており、1か月間で106件のアクセス数をいただきましたが、想定よりも低い水準でしたので、今後はSNSを活用した方法も検討します。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>

<p>審査の観点に係る項目が煩雑なことから、資料10「第三者点検における観点」から12大項目観点を点検するにあたり〔適合性1～6〕〔妥当性7～12〕を担当部署による説明をあくまで参考に点検したところ、ほぼ全ての観点に対して説明が適合・適切にとの記載があり、中でも観点10・11での観点に対しては、担当説明では具体的にあるいは明確にと記載し又、妥当性を説明しているので好評価できると思います。</p>	<p>専門的な用語が多く、わかりにくい部分があったかと思えます。住民の方々からの信頼を確保できるよう、できる限り、記載内容を分かりやすく工夫していくよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>
<p>今回の評価の再実施に当たり、この5年間での実際のリスク管理を踏まえて変更したことについて、主なものについて、概要を教えてください。</p>	<p>上記の吉田委員の質問「特定個人情報の取扱いに係る大幅な変更内容について」と同内容の質問と捉え、回答させていただきます。</p> <p>別紙4の項番78：外部データセンターについて 住民記録管理システム本体については、令和元年9月から、より強固なセキュリティ対策を確保できる外部データセンターで稼働しています。データの原本は当該データセンター、データの複製は遠隔地にあるバックアップセンターに保管されているため、万が一、データセンターのある建物が被災した場合であっても、データの消失を回避することができます。また、当該データセンター内には、従来のサーバー室には備え付けられていない赤外線センサーが搭載され、セキュリティ・区域には窓が設置されていないので、より強固な入退室管理ができます。</p> <p>なお、システムを管理している情報システム担当が、データセンターへの視察を年1回行っており、管理状況の把握に努めています。</p> <p>別紙4の項番79、82、86、88：除票の150年間保管について 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「デジタル手続法」という。）の施行により、本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証を実現するため、住民票等の除票データの保存期間が5年間から150年間に延長され、本区においても、除票データの保存期間を延長します。</p> <p>データ保存期間延長に伴い、保存体制に変更はございませんが、引き続き、リスク対策に努めます。</p> <p>別紙4の項番89～104：通知カード廃止について デジタル手続法の施行により、令和2年5月25日からマイナンバーカードへの移行拡大を図るため、通知カードが廃止され、その代わりとして個人番号通知書が住民に送付されます。</p> <p>個人番号通知書は通知カードと異なり、再発行や記載変更などの手続がないため、取り扱う事務が減少し、個人番号通知書に伴う申請書を保管する必要がありません。</p> <p style="text-align: right;">（回答者：窓口課）</p>